

修正前 2014/10/30	修正後 2014/11/10
<p>(前文)</p> <p><u>山、川、海、自然あふれる美しいまち</u>村上市は、私たち市民にとってかけがえのないふるさとです。</p> <p>この素晴らしいふるさとは、先人から受け継いだ財産であり、このまちをより良いものとして次の世代へ引き継いでいくことが私たちの使命です。</p> <p>そのために、市民一人ひとりが知恵を出し合い、積極的に参画するまちづくりを進め、協力して幾多の課題を乗り越えていくことが必要です。</p> <p>私たちは、村上市民憲章（平成 25 年 12 月 18 日制定）に掲げる「元気あふれるまち」を市の理想像としてまちづくりを進めるため、ここに村上市まちづくり基本条例を制定します。</p> <div data-bbox="149 780 1014 958" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○審議会の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山川海の順は良い </div>	<p>(前文)</p> <p><u>山、川、海、美しい自然と文化のまち</u>村上市は、私たち市民にとってかけがえのないふるさとです。</p> <p>この素晴らしいふるさとは、先人から受け継いだ財産であり、このまちをより良いものとして次の世代へ引き継いでいくことが私たちの使命です。</p> <p>そのために、市民一人ひとりが知恵を出し合い、積極的に参画するまちづくりを進め、協力して幾多の課題を乗り越えていくことが必要です。</p> <p>私たちは、村上市民憲章（平成 25 年 12 月 18 日制定）に掲げる「元気あふれるまち」を市の理想像としてまちづくりを進めるため、ここに村上市まちづくり基本条例を制定します。</p> <div data-bbox="1064 780 1929 958" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●修正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化」を加えた。 </div>
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、村上市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民が主体的に参画し、協働して進めるまちづくりを継続的に<u>推進すること</u>で、魅力ある地域づくりと活力ある市の発展を図ることを目的とする。</p> <div data-bbox="149 1225 1014 1344" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○審議会の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし </div>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、村上市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民が主体的に参画し、協働して進めるまちづくりを継続的に<u>実施すること</u>を目的とする。</p> <div data-bbox="1064 1225 1929 1344" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●修正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的は「市民参画」「市民協働」の推進である。 </div>
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 <u>市内に在住、通学又は通勤する個人及び市内に事務所等を置く法人や団体をいう。</u></p> <p>(2) 市 市長及び市の執行機関をいう。</p> <p>(3) 参画 まちづくりの様々な場面において、事業等の立案、計画及び実施に主体的にかかわり、その活動に参加することをいう。</p> <p>(4) 協働 お互いの立場を尊重し、それぞれの役割を担いながら、協力し合うことをいう。</p> <p>(5) 市民団体 市民で構成された自主的な団体であって、その活動を通して公益の増進を目的とする団体をいう。</p> <p>(6) コミュニティ <u>一定範囲の地域において、その地域の良好な生活環境の維持や向上と住民相互の交流を目的として市民により構成された地域社会で、町内や集落組織等をいう。</u></p> <p>(7) 地域まちづくり組織 複数の町内や集落を含める広範囲な地域において、<u>コミュニティの支援を含めた包括的な地域のまちづくりを行う組織</u>であって、村上市まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例（平成 23 年 3 月 28 日条例第 2 号）に定めるものをいう。</p> <div data-bbox="149 2398 1014 2650" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○審議会の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民」は感覚的に「個人」のことと捉える。団体まで含めるのはどうか？ ・「市民団体」はどこまでのものをいうのか。想定がしづらい。整理が必要。 </div>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 <u>市内に居住している者、市内に通学している者及び市内に勤務している者をいう。</u></p> <p>(2) 市 市長及び市の執行機関をいう。</p> <p>(3) 参画 まちづくりの様々な場面において、事業等の立案、計画及び実施に主体的にかかわり、その活動に参加することをいう。</p> <p>(4) 協働 お互いの立場を尊重し、それぞれの役割を担いながら、協力し合うことをいう。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) コミュニティ <u>安心な暮らしと助け合いを目的とした組織</u>で、町内や集落組織等をいう。</p> <p>(6) 地域まちづくり組織 複数の町内や集落を含める広範囲な地域において、<u>コミュニティの支援を含めた地域のまちづくりを進める組織</u>であって、村上市まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例（平成 23 年 3 月 28 日条例第 2 号）に定めるものをいう。</p> <p>(7) 団体等 <u>コミュニティ、地域まちづくり組織及び公益の増進を目的として市民により構成された団体をいう。</u></p> <div data-bbox="1064 2398 1929 2650" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●修正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民」を個人と捉えることによって、全体の考え方を再整理した。 ・「市民団体の役割」はすべてのものが努力すべきことであると整理して「市民団体」の項目を削除した。 ・「団体等」を新たに定義した。 </div>

(まちづくりの基本原則)

第3条 村上市のまちづくりは、次に掲げる基本原則により進めるものとする。

- (1) 地域の活性化と市民の幸福の実現に向け努力すること。
- (2) 市民一人ひとりが自主的にまちづくりに参画できること。
- (3) まちづくりに関する課題の解決には、協働して取り組むこと。
- (4) それぞれの意見や個性を認め合うとともに、自らの発言や行動に責任を持つこと。

○審議会の意見

- ・(1) 「まちづくり」に含まれる。当たり前のこと。
- ・(4) 「発言」ではなく「意見」ではないか

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの担い手として、市民の幸せと暮らしやすい地域づくりのために自ら進んでまちづくりに参画するよう努めるものとする。

○審議会の意見

- ・文中の冒頭「市民」と「市民の幸せ」の「市民」が違うのではないかと「市民」が個人として整理する。

(市民団体の役割)

第6条 市民団体は、市民の自主活動の意欲を高めるとともに、自ら活動に参画する意識の醸成に努めるものとする。

○審議会の意見

- ・「市民団体」はどこまでのものを想定しているのか。(「市民」との関係に整理がいる)

(コミュニティの役割)

第7条 コミュニティは、市民に身近で重要な地域づくりの場として、市民の交流を図りながら、安心できる生活環境の維持、向上やコミュニティにおける課題の解決に努めるものとする。

○審議会の意見

- ・「生活環境の維持、向上」は維持なのか、向上なのか →向上
- ・「課題の解決」は「課題解決」という。→「課題の解決」がやわらかい。

(まちづくりの基本原則)

第3条 村上市のまちづくりは、次に掲げる基本原則により進めるものとする。

(削除)

- (1) 市民が自主的にまちづくりに参画できること。
- (2) まちづくりに関する課題の解決には、協働して取り組むこと。
- (3) それぞれの意見や個性を認め合うとともに、自らの発言や行動に責任を持つこと。

●修正点

- ・(1)を削除
- ・「一人ひとり」という表現を取り、シンプルにした。
- ・「意見(ある問題に関する考え)」「発言(口頭で発する意見)」
- ・「意見」とすると意味は良いが、「意見」という言葉が重なる。十分な考慮がない言葉や考えを発するという意味として考え、「発言」とした。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの担い手として、市民の幸せと暮らしやすい地域をつくるために自ら進んでまちづくりに参画するよう努めるものとする。

●修正点

- ・「地域づくり」と「まちづくり」が混在するので、「地域をつくるため」と言い回しを変えた。

(削除)

●修正点

- ・「市民団体」の範囲が様々にとらえられる。イメージしづらい。
- ・「市民団体」の役割は、まちづくりを行うすべての主体に言えることであって、「市民団体」についてのみいうべきものではない。

(コミュニティの役割)

第5条 コミュニティは、市民にとって身近で重要なまちづくりの場として、地域で暮らす市民の安心づくりに努めるものとする。

●修正点

- ・「市民にとつて」を加える。
- ・「まちづくり」と「地域づくり」の混在を解消。
- ・内容をわかりやすくシンプル化。

(地域まちづくり組織の役割)

第8条 地域まちづくり組織は、地域の元気づくりを進めるため、市民団体及びコミュニティと連携又は支援を行い、地域の活性化と地域課題の解決に努めるものとする。

○審議会の意見

- ・「地域の元気づくり」という表現は、「地域活性化」ではないか。
- ・「地域課題の解決」は「課題の解決」でよいのではないか。
→「課題の解決」

(市の役割)

第5条 市は、市民と協働してまちづくりを推進するため、体制の整備に努めなければならない。

2 市は、地域の活性化や課題解決に有効な施策を講じるよう努めなければならない。

○審議会の意見

- ・「課題解決」は「課題の解決」ではないか。
- ・第1項「体制の整備」と第2項「地域活性化」と「課題解決」は、同一項でまとめられないか。
→ 別な内容であることから、このままで良い。
- ・第11条は市の役割ではないか。

(地域まちづくり組織への支援)

第9条 市は、地域まちづくり組織の自主性を尊重し、その活動がまちづくりのために効果的に実施できるよう必要かつ可能な範囲内で支援を行うものとする。

○審議会の意見

- ・「町内」や「集落」への支援はないのか。
- ・「必要かつ可能な範囲内」と限定しているので、広くとらえられることはない。

(意見の尊重)

第10条 市は、まちづくりを進める上で、まちづくり活動に協働して取り組む団体の意見を尊重するものとします。

○審議会の意見

- ・「団体」という表現が良いか。団体はどこまでか。
- ・「協働して取り組む団体」と制限されているので、すべての団体ではない。

(地域まちづくり組織の役割)

第6条 地域まちづくり組織は、地域の元気づくりを進めるため、市民及びコミュニティと協力して、地域の活性化と課題の解決に努めるものとする。

●修正点

- ・「市民」は個人として整理。「市民団体」を削除。「市民及びコミュニティ」とした。

(市の役割)

第7条 市は、市民と協働してまちづくりを推進するため、体制の整備に努めなければならない。

2 市は、市民のまちづくりへの参画に有効な手法を調査及び導入することにより、市民参画の推進に努めなければならない。

●修正点

- ・第2項「地域活性化」や「課題の解決」に向けて有効な施策を講じるのは当条例に明記せずとも「市」の業務です。条例で明記することではない。
→ 第2項の削除
- ・第11条第1項「市民参画の推進」については、市の役割としてこの条に加えた。

(まちづくり活動への支援)

第8条 市は、団体等の自主性を尊重するとともに、まちづくりのために有効な活動に対し、必要かつ可能な範囲内で支援を行うものとする。

●修正点

- ・補助や支援の現状から、「コミュニティ、地域まちづくり組織及び団体」と整理し、「団体等」とした。
- ・市の基本的な姿勢として組織や団体に対し支援するのではなく、「まちづくりに有効な活動」に対して支援や補助をすとした。

(意見の尊重)

第9条 市は、まちづくりを進める上で、まちづくり活動に協働して取り組む市民及び団体等の意見を尊重するものとする。

●修正点

- ・「個人」に配慮が必要ではないかという意見に配慮し、意見を尊重する相手方として「市民(個人)」と新たに定義した「団体等」とした。いずれも、市と「まちづくり活動に協働して取り組む」と「個人」及び「団体等」として条件設定をした。

(市民参画の推進)

第11条 市は、市民のまちづくりへの参画に有効な手法を調査及び導入することにより、市民参画の推進に努めなければならない。

2 まちづくりに取り組む団体は、相互に連携しながらまちづくり活動の活性化を図り、市民のまちづくり活動に関する意識の高揚を図るものとする。

○審議会の意見

- ・第1項は「市の役割」ではないか。
- ・第2項の「連携」や「意識の高揚」は、他の条文と意味が重なる部分がある。(第6条、第8条、第13条、第15条)

(削除)

●修正点

- ・第1項は、第7条(市の役割)として整理。
- ・第2項は、第5条、第11条、第13条と重なる部分がある。また、「意識の高揚」だけでは、必要性が低い。

(情報の共有)

第12条 市民及び市は、市民の参画を推進するため、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、情報の共有と相互理解を図るよう努めるものとする。

2 市民及び市が情報を発信する場合は、法令等で定めるところにより、個人等の利益保護対策において必要な措置を講じなければならない。

○審議会の意見

- ・「市民」の整理

(情報の共有)

第10条 市は、市民の参画を推進するため、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、市民及び団体等との情報の共有や相互理解を図るものとする。

2 市が情報を発信する場合は、法令等で定めるところにより、個人等の利益保護対策において必要な措置を講じなければならない。

●修正点

- ・「市民」が「個人」となったことから、条文に「市民」を加えにくくなったため、市の「情報発信」と「情報共有」に関する項目とした。

(人材の育成)

第13条 市民及び市は、市民が主体的にまちづくりに参加できる機会をつくとともに、啓発活動を積極的に推進しながら、まちづくり活動を進める人材の確保、担い手づくり及びまちづくりを進める団体等の育成に努めるものとする。

○審議会の意見

- ・「市民」の整理

(人材の育成)

第11条 コミュニティ、地域まちづくり組織及び市は、市民がまちづくりに参画できる機会をつくとともに、啓発活動を積極的に行いながら、まちづくりの担い手づくりに努めるものとする。

●修正点

- ・「市民」が「個人」となったことに伴い、「コミュニティ」「地域まちづくり組織」「市」が行うこととした。
- ※「団体等」はどうするか？

(交流の拡大)

第14条 市民及び市は、まちづくりを効果的に進めるため、地域や団体間における交流拡大の推進に努めるものとする。

○審議会の意見

- ・「市民」の整理

(交流の拡大)

第12条 コミュニティ、地域まちづくり組織及び市は、まちづくりを効果的に進めるため、それぞれ交流の拡大に努めるものとする。

●修正点

- ・「市民」が「個人」となったことに伴い、「コミュニティ」「地域まちづくり組織」「市」が行うこととした。
- ※「団体等」はどうするか？

(関係機関等との連携)

第15条 市は、国、県、他の市町村及び関係機関等と連携し、まちづくりを進める上で共通した課題の解決に向け、相互協力を図るものとする。

○審議会の意見

- ・特になし

(関係機関等との連携)

第13条 市は、国、県、他の市町村及び関係機関等と連携し、まちづくりを進める上で共通した課題の解決に向け、相互協力を図るものとする。

●修正点

- ・特になし

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

